

令和5年度 第1回滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会
議事概要

- 1 開催日時 令和5年(2023年)8月29日(火曜日)
午前10時00分から午前11時00分まで
- 2 開催場所 滋賀県庁北新館5-A会議室
- 3 出席委員
会場出席 秋野委員、安部委員、大西委員、坂本委員、崎山委員、
城委員、高木委員、竹下委員、中西委員、美濃部委員、
山根委員、山本委員
オンライン出席 細谷委員、山中委員
(五十音順、敬称略)
- 4 内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事1 令和4年度「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」
の取り組み状況等(案)について
議事2 滋賀県障害者プラン2021の中間見直しについて
議事3 その他
 - (3) 閉会
- 5 議事概要
 - (1) 開会
○障害福祉課長から開会あいさつ
 - (2) 議事
議事1 令和4年度「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」

(委員長)

それでは、次第に従って議題を進めてまいりたい。まず議題1の令和4年度「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の取り組み状況等(案)について、事務局から説明願う。

(委員)

意見ではなく質問をさせていただく。令和4年度の取り組み報告に感謝する。資料1-2の5ページ、地域アドボケーターについて、地域別の人数が書かれている表がある。健常者なのか障害のある方なのかが分からないが、26名のアドボケーターの中で当事者がいる

かうかがいたいのが1点。2点目は、4ページの障害者差別解消相談員について。これは県職員が対応していただいていると思っているが、専用電話、メールで相談受付されているとご報告いただいたが、電話、メール以外の方法はあるか。例えば、聞こえない者の場合、電話はできない。メールもできない場合がある。そういう方の場合、「手話で伝えたい」ということがあると思うが、手話での相談依頼があった場合の対応があるかどうかについてお聞きしたい。

(事務局)

1点目のアドボケーターについては、障害当事者の方、また当事者ご家族の方、団体の方、一般の方、様々な方に就任頂いている。2点目の電話メール以外のご相談について、例えば先ほど言っておられた耳の不自由な方の相談の場合、手話での対応依頼があれば、もちろん対応させていただく。

(委員)

電話やメール以外に、聞こえない方が来られた場合には手話での対応もしていただけるとお話いただいた。ただ、遠方の方が相談に来られる場合は大変だと思う。令和4年度は仕方がないと思うが、令和5年度は、例えばテレビ電話などの対応を入れていただけないか。テレビ電話であれば、ZOOMやスカイフォンを導入していただくなど、そのような取り組みもお願いしたい。

(事務局)

ZOOMでも対応できるかについては、検討させていただきたい。

(委員)

13ページの普及啓発について質問させていただきたい。条例も含めて関係者だけが知っているのではなく、県民の方一人一人が知り考え行動していくということが、とても大事なことだと思っているが、「条例を知っている」と答えられた方が9.1%という状況の中で、いかに普及啓発をしていくのかは大切なことだと思う。出前講座で研修と説明会をされていることは、私自身は非常に大事なことだと思っているが、まず、この出前講座があるということをごどのように周知しているのか。「出前講座をしてほしい」と思ったときに、どのように手を挙げられるのかということも含めて、周知の方法を教えてください。また企業や自治会等でもされているということだが、この51回がどのような内容で、また企業なのか自治会なのか、どのような内訳で開催されているのか。分かる範囲で教えてください。

(事務局)

1点目の出前講座の周知方法について。1つは県のホームページで広報させていただいている。また、様々な会議の中でも「県が実施している出前講座がある」ということを周知

している。2つ目の、出前講座の昨年度の実績について。かなり多岐にわたっており、例えば行政関係では警察や議会など。小学生、中学生、高校生向けにも講義している。併せて民間の不動産関係の団体に対しても研修会をさせていただいたところ

(委員)

質問と意見を述べさせていただく。まず質問を。障害者差別解消相談員が2名おられるが、相談員の定着率が課題だと思う。最近はどのような状況なのか教えてほしい。次に意見。条例見直しの時期がきている。手話言語や情報コミュニケーション条例に基づいて条例改正は行われると思うが、その他の項目についても色々と見直すべき箇所がある。特に、3、4年前の条例制定時に様々な紆余曲折があり、ようやく制定されたと思うが、例えば、個人的には教育の部分で、少し物足りない点などがある。その点についても、前向きな見直しをしていただきたい。そういう機会をもって協議していただきたい。

2点目、共生サポーターステッカーはよい取り組みだと思うが、申請の手続きがかなり面倒という、事業者の方にとっては、ちょっと尻込みするような手続となっている。手続きの簡素化をいち早くご検討いただき、国の法令でも令和6年度から事業者の合理的配慮が義務化になるので、より使いやすい制度と周知、そして、より実効的な対応を求めていければと思う。

(事務局)

まず1点目の相談員の定着率について。現在2名体制をとっており、1名は3年目。もう1名は今年度から新たに採用した。次に、今回の手話言語や情報コミュニケーション条例以外の部分については、今後、小委員会等をとおして見直しの検討を進めさせていただければと思っている。最後の、共生サポーターステッカーについては、手続きが難しい、煩雑というご意見をいただいたが、そちらについても何か工夫ができないか、検討しているところ。

(委員)

15 ページの報告にある関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について。アの部分の、地域アドボケーターの機能強化について、お願いと質問をさせていただきたい。私は、障害をもつ自閉症の子の親としての立場なので、そこを踏まえて受け取っていただけたらと思う。県として、ここに書いてあるように「障害当事者への周知が不足しているという課題もあるため…」と、はっきり課題を認識されているため、このように記載されているのだと思うが、その後の部分で「当事者等がより適切な方に相談できるよう…」と書かれている。その部分について、ちょっと冷たく感じるというか、「県として情報発信はするけれども、当事者で、なんとかその情報をもとにアドボケーターとつながってほしい」ととれる節がある。当事者家族としては、アドボケーターというのは大変身近な存在であるので、より早くつながるためには、県からの情報提供はもちろんだが、もう少し寄りそった情報提供をお願いできたらと思う。すぐには解決できない問題かもしれないが、より身近なアド

ボケーターと適切につながれるように少し寄り添った対応をお願いできたらありがたいと思います。思い意見させていただきました。

(事務局)

「もう少し寄りそった情報提供を」というご意見をいただいたので、課内に持ち帰り、今まで以上に寄りそった情報提供ができるよう検討させていただきたいと思う。

(委員)

7ページ、令和4年度類型別相談件数について質問。①差別②合理的配慮の不提供など、③までであるが、この分類の根拠はどのようにされているのか。パツと見たときに、差別が3件とあるが、私は生きていて世の中にもっと多い気がしている。差別なのか、不適切な行為なのかという区別は何を根拠にされているかを教えてほしい。

(事務局)

件数にあがっている差別に関しては、6ページを見ていただきたい。相談内容の類型、類型の定義という表がある。①差別(不当な差別的取扱い)についての定義を読みあげる。「障害を理由とする差別に該当するもの、または該当するおそれのあるもの(障害者差別解消法での「不当な差別的取扱い」に相当)。と記載がある。相談者ご自身が、差別を受けたと感じ相談くださる相談案件もある。障害者差別解消法または条例に基づく不当な差別的取り扱いに該当するかどうかを、個別事案ごとに総合的に判断させていただき、差別の案件数に計上している。ご本人が差別と感じ相談された内容について、③不適切な行為④不快・不満の表にある通り、まず④不快・不満を読み上げる。差別的・不適切な行為があったことを確認できないが、相談者が差別的ととらえ、不快・不満があったものを④不快・不満の数として挙げている。また、③不適切な行為に関しても、障害者差別解消法で言う差別や合理的配慮の不提供には該当しないが、差別的・不適切な行為があったと思われるものを③不適切な行為の案件として計上している。当事者の方が「差別を受けた」と感じ相談してくださる案件の中身を、条例担当職員、またもう一人の相談員とともに総合的に判断し、①障害を理由とした差別として挙げているのが「3」という件数になる。

(委員)

説明を聞き、「ああ、やっぱり難しいなあ」と思った。差別か不適切な行為かの判断が、当事者の感じ方だけではなく、社会の情勢や時代によっても、「昔は差別じゃなかったけど今は差別だよ」ということはいろいろとある。今の話だと相談員の方と担当職員と、お二人とかで判断されているのかと思ったが、この部分はとても重要。これが差別なのかどうかは、複数の目や意見で判断していく必要があると感じた。

(委員)

いまの発言に関連して、資料1-2の12ページをご覧ください。(4)のイに、「日々の

相談活動の検証を定期的に行い…」とある。実は条例制定後、3年間くらいは、私であったり、あるいはDPI日本会議の方に来ていただいたり、3人の専門家が寄り合って年に2回くらい相談対応が適切であったかを振り返る会議を行っていた。それがこの間実施できておらず、どうしてなんだろうという話をしていたこともある。非常にご多忙で、なかなか設定できなかった事情もあるのかとも思うが、また再開していただければと思う。

(委員)

他の委員からの意見を聞く中で、自分の中で分からないところがあるので確認させていただきたい。共生社会づくり条例による県の相談事例と件数、それと、障害者総合支援法などの相談支援機関が受ける差別などの事例がある。今回の報告には、実際の相談支援機関が抱える数は含まれていない。県民からみれば「差別は少ないな」という印象を受けると思うが、実際はもっと多くの差別があると思う。条例により県で受けた相談と、相談支援機関が受けた相談の数をどう関連付けていくのか。正直、どのような方法がよいのかは分からないが、考え方として整理が必要。私は聴覚障害者センターの相談支援を担当しているが、差別発言の例は多々ある。聴覚障害者センターの相談窓口も相談機関になるが、こちらで受けた相談件数は県の報告には含まれていないので、こういった整理が考えられるのか教えていただきたい。

(事務局)

確かにここに挙げているのは、条例に係る県が受けた相談件数のみとなる。実際に委員からもご意見いただいたので、例えば、県から相談支援事業所に件数や相談内容を確認させていただくことについて、これが全県的に可能かどうかという面もあるが、検討させていただき、極力関連付けられるようにできればと思う。

議事2 滋賀県障害者プラン2021の中間見直しについて

(委員長)

それでは時間が押しているので次に進めたい。議題(2)滋賀県障害者プラン2021の中間見直しについて事務局から説明願う。

(事務局)

○資料2-1、資料2-2、および資料2-3に基づき説明。

(委員)

質問と意見がある。まず質問を。障害者差別解消支援地域協議会の未設置の地域は具体的にどこか。次に、権利擁護の推進について、成年後見制度の利用促進についての意見がある。ご存じのとおり、国連の委員会で勧告を受けて、日本の成年後見制度の課題、問題点を指摘されている。代理権のパラダイムのこと等、国でも色々検討され、改正に向けて動かれていると思うが、その文言として利用促進できるのか、というのが。例えば、

適切な利用の促進、言葉遊びかも知れないが、何が適切で、何が適切じゃないか、という議論があるが「いけいけどんどん」で進めるようなことではない。令和8年度の目標・指標案で、専門相談への対応や研修会の設定が書かれているが、そのあたりの内容を研修等で伝えていくような取り組みが県に求められているのではないかと考える。

(事務局)

権利擁護、成年後見の利用促進の部分について、もちろん、「いけいけどんどん」で進めていくものではなく、必要な方が利用でき、誰もが尊厳のある本人らしい生活ができるように、権利擁護支援の一つの手段だと思っている。ただ、利用を希望される方が利用しようとした際に、後見人の不足、担い手の不足、あとは本人の意思を尊重した支援ができるように、市町中核機関への支援などに取り組んでいこうということ。協議会には、当事者の方、委員長にもご協力いただき、弁護士会や社会福祉会の専門職の方々、また地域の中核機関にもご参画いただき、課題やご意見を頂戴しながらまとめている。どんどん進めていこう、というものではないことだけ説明させていただいた。補足だが、協議会でまとめた意見や方針、方向性を、国からは法定計画の中にも位置付けることが望ましいということであるため、今回障害者プランにも位置付ける形で挙げさせていただいた。高齢のレイカディアプランや当課が所管している地域づくり支援計画にも位置付けていこうと考えている。

障害者差別解消支援地域協議会の未設置地域について。件数としては古いデータにはなるが、令和2年度現在のデータで7市が設置している。設置されていない市町をいま調べているため、後ほど回答させていただく。

(委員)

障害の理解のための出前講座について。先ほど、他の委員からもご意見があった。県民に理解を普及していく、広めていく取り組みは非常に重要。資料2-3の(1)②出前講座の実施について、年間50回の「安定した実施を目指す」という言葉が載っている。「安定した実施」とはどういう意味か。単に50回開けばよい、ということではないと思うが、なぜ50回なのか、設定の理由がわからない。滋賀県障害者プラン2021の26ページには、令和元年の実施回数が66回。その後、コロナのために数が減ったのかはわからないが、県民だけではなく、関係機関や民間の事業所を合わせると、数としては非常にたくさんあると思う。それに対し50というのは非常に少ないのではないか。このペースだと何年後に理解が広がっていくのか、その展望も分からない。例えば100位でもよいのではないかと思うが、なぜ50回という目標設定なのか。私たちにとっては、もっと理解を広めていく、理解の広がりを速めていただきたいと思うので、説明をお願いしたい。それと、学校、民間事業所、関係機関の数について、実績のうちそれぞれ何回ずつなのか見える化をしていただきたい。内訳等が不明であるため、全体で50回ではなく、見える化をして数字をお知らせいただきたい。

(事務局)

年間50回とさせていただいた意図としては、令和元年度は確かに66回実施があり、令和2年度、令和3年度とそれぞれ44回、42回の実施となっている。なかなか実施回数があがっていない中で、確かに50回が多いか少ないかと言われると、少ないのかも知れないが、今できる精一杯の回数として「50回以上は必ず実施する」という数字として出させていただいている。

(委員)

出前講座の内容や、男女の割合や年齢層、講座が終わった後の効果等教えていただきたい。

(事務局)

今年度からは、出前講座が終わった際にアンケートをとっており、「新たな気づきがあったか」等を把握しているが、昨年度については、講座を実施した後のことは追えていない状況。また、申し訳ないが、講座受講者の男女比もすぐには分からない。

(委員)

やりっぱなしという風に捉えてしまうが、今後も、我々の、障害者の理解を深めていただきたい。

(委員)

学校は、県の方針で障害のある子もない子も共に学ぶ学校をできるだけ実現するという流れになってきている。小さい間からそういったことを積極的に進めていくということ、一緒に生きていく、一緒に理解し合っていく、ということをやっていくことが大事になるのかな、といま皆さんのお話を聞いて感じた。まだまだ十分なことはできていないが、このように話が進んでいることも含め、教育関係者もきちんと知ったうえで今後も進めさせていただければと感じた。

(委員)

先ほどの話が中断してしまったので続きだが、事務局から説明いただいたが、年間「50回」ではなく、年間「50回以上」という記載にしてほしい。そして、実施にあたって受講者の、県民の皆さんの考えに真の変化があったのかという確認、把握をしていただきたい。安定した実施ということではなく、そういう部分は削除し、受講者の考えに変化があったかなどについて記載してほしい。

議事3 その他

(委員長)

時間の関係上、二つ目の議題は終わらせていただき、最後に(3)その他について事務局から説明願いたい。

(事務局)

本日の参考資料1と2をご覧いただきました。参考資料1では、共生社会づくり条例の一部改正案、参考資料2で手話言語や情報コミュニケーションに関する条例案を出させていだいた。共生社会づくり条例の方で、小委員会で諮らせていただいた時には、第3条に基本理念を、第24条に意思疎通に関する施策を書かせていただいていた。両方について「削除するのはどうか」とご提案したところ、「共生社会づくり条例と意思疎通の条例との関連性を残した方がよい」とのことで、「第3条についてはそのままにしてはどうか」というご意見をいただいた。そのご意見を踏まえ、法規を担当している総務課と協議した結果、第24条についても「関連性を示す形で残してはどうか」ということで、いまご提案している参考資料1の形で修正させていただきたい。併せて、意思疎通に関する条例についても、第1条の中に共生社会づくり条例との関連を入れ込ませていただくということで、条例検討の専門部会からいただいたご意見を、さらに修正させていただいた形で検討を進めたので、ご了解だけいただけたらと思う。

(委員長)

それでは、ただ今の議題についてはよろしいか。では本日の会議を終わらせていただく。進行を事務局に返します。

(事務局)

委員長皆様から頂戴したご意見については、今後の条例に基づく取り組みにつなげて参りたい。これを以て本日の委員会を終了する。